

さいたま市立浦和南高等学校

いじめ防止基本方針

目 次

I	はじめに	1
II	本校のいじめの問題に対する基本姿勢	1
III	いじめの定義と理解	1
IV	組織	2
V	いじめの未然防止	3
VI	いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）	3
VII	いじめの対応	3
VIII	重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）	5
IX	研修	5
X	PDCAサイクル	5
XI	年間行事予定	6

さいたま市立浦和南高等学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組み、いじめの事実を確認したときは適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立浦和南高等学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめは、どの生徒にも起こりうるものであるという認識を持ち、「絶対に許されない」という姿勢で取り組む。
- 2 いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性等）、「観衆」や「傍観者」も含め注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成する。
- 3 生徒一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 4 生徒の尊厳を保持し、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を進める観点からは、すべての教育活動を通して必要である。
- 5 該当生徒の安全確保に最大限配慮する。
- 6 いじめの未然防止・早期発見・早期解決のため、組織的に対応するとともに、家庭や関係機関と連携・協力して指導にあたる。
- 7 いじめの加害生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える問題を解決する。

III いじめの定義と理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

- 1 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。
- 2 いじめには、多様な態様があるため、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないように努める。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- 3 いじめの認知は、特定の教職員が抱え込むことなく、組織的に行う。
- 4 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢させられたりするなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあることを踏まえ、背景にある事情の調査を行い、児童生徒感じる被害性に着目し判断する。
- 5 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒への指導等を適切に行う。（例）インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らずにいるような場合など。

- 6 好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟に対応する。ただし、これらの場合でも、組織への情報共有は必要である。
- 7 いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、はやし立てる「観衆」や暗黙の了解を与える「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を作成する。
具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なこと や恥ずかしい、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

IV 組織

- 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）
 - (1) 目的
学校におけるいじめの防止等に関する措置を迅速かつ実効的に行うため
 - (2) 構成員
校長、教頭、生徒指導担当教員
※必要に応じて、各年次主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、スクールカウンセラー等、構成員以外の関係者を招集できる。
 - (3) 開催
ア 定例会（各学期1回程度開催）
イ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
 - (4) 内容
ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
イ 教職員の共通理解と意識啓発
ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
カ 発見されたいじめ事案への対応
キ 構成員の決定
ク 重大事態への対応
- 2 生徒いじめ対策委員会
 - (1) 目的
いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
 - (2) 構成員
生徒会執行委員会の構成員と同一とする。
 - (3) 開催
ア 定例会（各学期1回程度開催）
イ 臨時部会（必要に応じて開催）
 - (4) 内容
ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。

- イ 話合いの結果を学校に提言する。
- ウ 提言した取組を推進する。
- エ 必要に応じて、中央委員会と連携する。

V いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者と連携し継続的に取組む。

本校では、すべての教育活動を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点で取組む。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実を感じられる学校生活づくりも進めていく

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

いじめの早期発見・迅速な対処のため、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める必要がある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で、あるいは遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いを持つて的確に関わり、軽視することなく積極的に認知することが必要である。

本校は、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、「24時間子供SOSダイヤル」などの電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、PTAや地域の関係団体等と学校者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど地域・家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

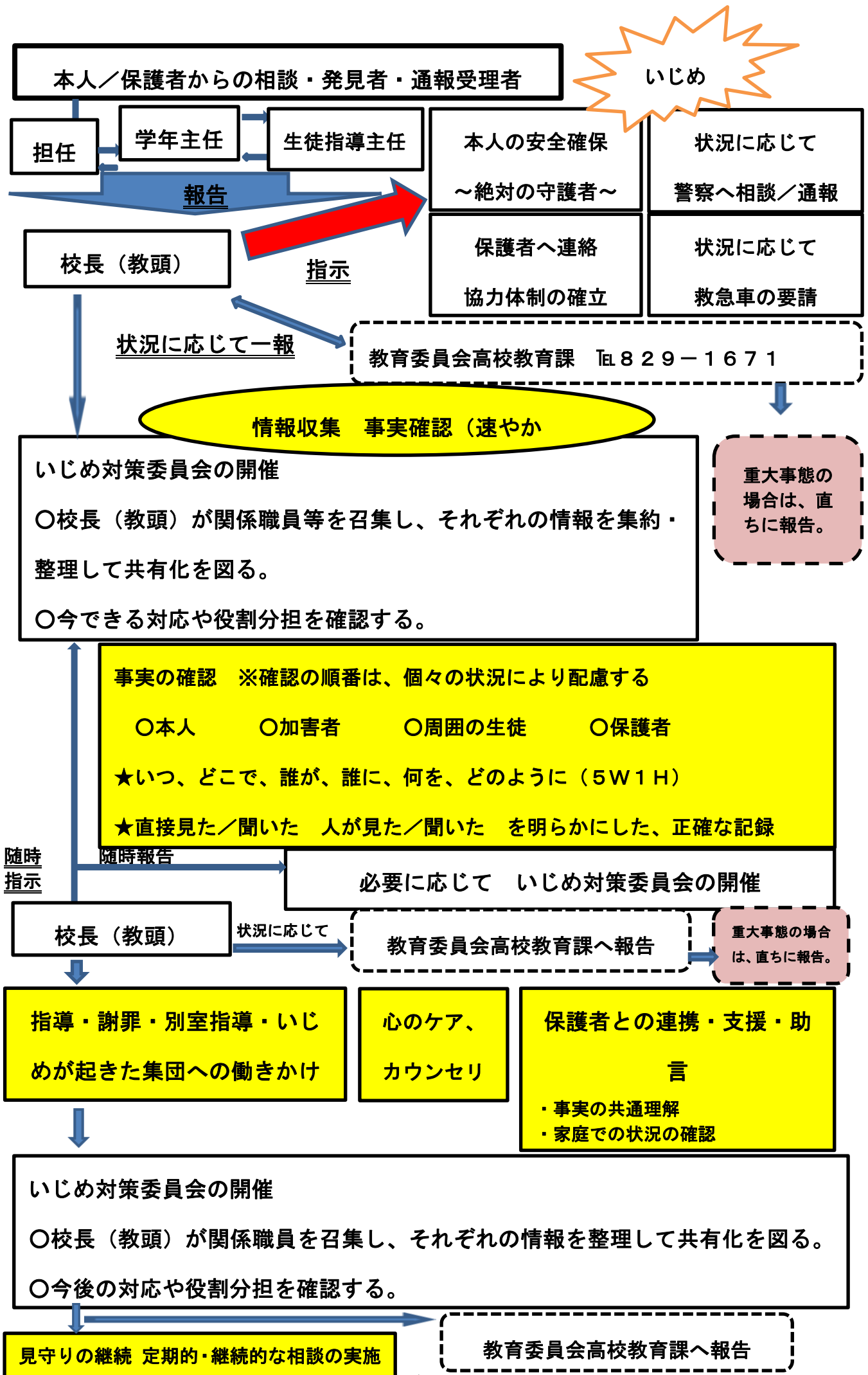
本校は、全職員が、生徒の些細な変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- 1 「いじめ要注意サイン」等を活用し、いじめの徴候が見られたときは、速やかに対応する。
- 2 「いじめの疑い」等を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- 3 スクールカウンセラーの活用等により、生徒・保護者がいじめに係る相談ができるような相談体制を確立する。
- 4 保護者の方々には、日頃から生徒とのコミュニケーションを密にさせていただき、生徒の小さな変化も見逃さないよう努めていただく。

VII いじめの対応

いじめが確認されたら学校は①直ちに②いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し③詳細を確認した上で④いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し⑤適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、⑥家庭や教育委員会への連絡・相談し、⑦必要に応じ関係機関（警察・児童相談所・医療機関等を想定）との連携を進める。警察・児童相談所・医療機関等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

教職員は①平素より、②いじめを把握した場合の対処について理解を深め、③組織的な対応ができる体制を常に整えておく。



Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

○「いじめに係る対応の手引き」に基づき、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、さいたま市教育委員会又はその当該学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、重大事態が発生したものとして、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果をさいたま市教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、いじめ対策委員会を開催する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

本校は、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応等、いじめに対する教職員の意識や対応力を高めるための研修を以下のように実施する。

- 1 職員会議等で学校いじめ防止基本方針の周知徹底を図るとともに、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- 2 学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

Ⅹ PDCAサイクル

本校は、いじめ防止等のための施策やいじめ防止基本方針について常に見直しを行い、改善に向けて検討を続ける。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）
 - (1) 検証を行う期間…各学期とする。
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期
 - (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：12月とする。
 - (2) いじめ対策委員会の開催時期：7月、12月、3月とする。
 - (3) 校内研修会等の開催時期：12月とする。

XI 年間行事予定

4月	・学校いじめ防止基本方針の施行
	・学校のHPに学校いじめ防止基本方針を掲載し、公表
5月	・学校いじめ防止基本方針の提出
	・学校評議員会（基本方針の協議等）
7月	・第1回いじめ対策委員会
	・第1回生徒いじめ対策委員会
12月	・第2回いじめ対策委員会
	・第2回生徒いじめ対策委員会
	（・ネット問題についての生徒向け講演会）
	・いじめ防止に向けた校内研修会
	・取組評価アンケート
1月	・学校評議員会（次年度の基本方針の協議等）
3月	・第3回いじめ対策委員会
	・第3回生徒いじめ対策委員会